

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

美容外科手術を行っている医師の団体に属する会員等からの指名手配被疑者に関する情報提供への的確な対応等について

凶悪重要事件の指名手配被疑者の早期検挙と事件解決は、治安維持上、重要な意味を持つものである。これら指名手配被疑者を検挙するためには、警察が追跡捜査を徹底することはもちろん県民からの情報提供を得ることが極めて重要である。

平成21年11月に逮捕された警察庁指定重要指名手配被疑者が、美容外科手術を受けて逃走していたこと等を考慮し、容貌を変えて逃亡するおそれのある被疑者等の情報提供を更に促進するため、このほど警察庁では、美容外科手術を行っている美容外科医師団体（日本美容医療協会及び日本美容外科医師会）と協定を締結し、指名手配被疑者に関する情報提供の推進を図ることとした。これに伴い県下各所属においても、当該美容外科医師団体会員等（以下「会員等」という。）から情報提供があることが予想されるため、情報提供があった時は下記のとおり的確に対応し、実効の上がるよう特段の配意をされたい。

記

1 取扱責任者の設置

刑事企画課共助担当補佐を取扱責任者とし、美容外科医師団体に情報提供する指名手配被疑者に関する事務は、刑事企画課において行うこととする。

2 情報提供等への対応

会員が指名手配被疑者の情報を有する場合は、緊急やむを得ない場合等を除き会員自らが、直ちに手配警察又は最寄りの警察署等に対し、指名手配被疑者を特定するため必要となる程度の情報について電話等により通報することとなっていることから、通報を受けた警察署等においては会員等に協力を求めた上で、所要の捜査を行うなど被疑者の発見・検挙に努めること。

情報を入手した時は、刑事企画課共助係（当直時は本部総合当直）に通報内容等を速報し、共助係（当直時は本部総合当直）を通じて関係都道府県警察と連携すること。

3 報告

美容外科医師団体へ情報提供している指名手配被疑者に関する情報を、美容外科医師団体又はその会員等から入手したときは、電話にて速報後、速やかに、刑事企画課共助係に別記様式により報告すること。

4 留意事項

- (1) 通報を受けた警察署等において捜査を行う場合は、担当警察官が会員等に対し、所属、官職、氏名等の身分を明らかにして捜査に対する協力を求めること。

- (2) 医師や看護師等の医療従事者については、守秘義務を負っていることから、捜査の内容によっては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定を用いることなどについて検討すること。
- (3) 情報提供者等の協力者保護に万全を期すこと。
なお、情報提供者等の協力者が、病院等の医療機関に勤務する医師、看護師等である場合もあることから、その立場にも十分配慮すること。

様式省略